

全産廃連発第 221 号
平成 26 年 2 月 5 日

各正会員 会長・理事長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
理事・収集運搬部会長 高橋俊美



貴協会会員企業における過積載防止の注意喚起について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

環境省は、平成 25 年 3 月 29 日付けで「行政処分の指針について（通知）」を発出し、本通知において、収集運搬業者が道路交通法に違反して廃棄物の過積載を行的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者に対しては、欠格要件に該当し、許可の取り消し対象となることを明文化しています。このため、過積載は、道路交通法違反のみならず、廃棄物処理法において産業廃棄物収集運搬業の存続に関わる重大な問題となっています。

一方、排出事業者（荷主）が収集運搬業者に過積載をさせた場合、排出事業者の責任のみならず収集運搬業者も責任を厳しく問われます。ついでには、排出事業者となり得る中間処理業者におかれましても過積載をさせた場合、罰則が適用されます。

貴職におかれましては、傘下会員企業に対し、過積載の違反行為がなきよう、別添資料の周知を図る等、過積載の防止に向けて特段のご配慮を下さいますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

- ・「過積載は、荷主にも罰則が適用されます！！」（警察庁、国土交通省、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 平成 13 年作成）
- ・「産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）」（環境省通知（平成 18 年 12 月 27 日 環産発第 061227006 号）より抜粋）
- ・「荷主勧告制度改正の概要」（国土交通省 HP より（平成 26 年 1 月 22 日掲載））

（担当：調査部 戒能）